

光市行政改革市民会議について

1 設置

社会経済情勢の変化に対応した市民満足度の高い効率的な市政の推進に資するため、本市民会議を設置する。

2 役割

行財政改革の推進に関する事項について協議し、市長に意見を述べるとともに、その円滑な執行が図られるよう助言を行う。

3 委員構成等

- (1) 委員数 15 人以内
- (2) 任期 2 年以内

4 会議

- (1) 必要に応じて市長が開催する
- (2) 会長、副会長を委員が互選する
- (3) 市民会議の庶務は、政策企画部行政改革・情報推進課が行う

5 開催日程（予定）

平成 29 年度第 2 回光市行政改革市民会議	平成 29 年 11 月頃
平成 30 年度第 1 回光市行政改革市民会議	平成 30 年 6 月頃
平成 30 年度第 2 回光市行政改革市民会議	平成 30 年 11 月頃

※会議内容：行政改革の取組みに関すること（予定）